

○熊本市現代美術館条例施行規則

平成 14 年 5 月 9 日

規則第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市現代美術館条例(平成 13 年条例第 51 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第 2 条 熊本市現代美術館(以下「美術館」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 美術館の開館時間は、午前 10 時から午後 8 時までとする。

3 市長は特に必要があると認めるときは、第 1 項の休館日若しくは前項の開館時間を変更し、又は臨時の休館日設けることができる。

(施設等の使用許可)

第 3 条 条例第 4 条の規定により美術館の施設等の使用の許可を受けようとする者は、熊本市現代美術館使用許可申請書(アートルフトにあつては様式第 1 号、会議研修室にあつては様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、使用日の属する月前 6 月から行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の申請書を審査し、美術館の施設等の使用を適当と認めるときは、当該申請者に熊本市現代美術館使用許可書(アートルフトにあつては様式第 3 号、会議研修室にあつては様式第 4 号)を交付するものとする。

(使用許可の変更及び使用中止の届出)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項前段に規定する使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、同条同項後段により許可を受けた事項を変更しようとするときは、熊本市現代美術館使用許可変更申請書(様式第 5 号)を前日までに市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、美術館の施設等の使用の変更を適当と認めるときは、当該申請者に熊本市現代美術館使用許可変更許可書(様式第6号)を交付するものとする。

3 使用者が、使用開始前に使用を取り止めたときは、前日までに熊本市現代美術館使用中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(使用時間)

第5条 美術館の施設等の使用時間は、美術館の開館時間とする。

2 前項の使用時間には、準備、後片づけ等に要する時間を含むものとする。

(特別利用の許可)

第6条 条例第6条第1項の規定により特別利用の許可を受けようとする者は、美術品等特別利用許可申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、使用日の属する月前6月から行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請書を審査し、特別利用を適当と認めるときは、当該申請者に美術品等特別利用許可書(様式第9号)を交付するものとする。

(特別利用許可の条件)

第7条 条例第6条第2項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 美術品等の撮影、模写、模造等によって得たもの(以下この項において「写真資料等」という。)を展示し、又は写真資料等から抄録引用するときは、原資料が美術館の所蔵に係るものであることを適宜な方法で表示すること。

(2) 無断で写真資料等の再複製、出版物等への掲載、上映若しくは放送又は写真資料等若しくはその複製物の譲渡若しくは交換物としての使用及びこれらに類する行為をしないこと。

(3) その他市長が必要と認める事項

(特別利用の不許可)

第8条 市長は、条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは特別利用を許可しないことができる。

(1) 美術品等の保存に影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 他の観覧者の観覧に支障をきたすおそれがあるとき。

(3) 前条第2号の規定に違反するおそれがあるとき。

(4) その他特別利用を許可することが適当でないとき。

(特別利用中止の届出)

第9条 [条例第6条第1項](#)に規定する特別利用の許可を受けた者(以下「特別利用者」という。)が、特別利用の開始前に利用を取り止めたときは、前日までに美術品等特別利用中止届([様式第10号](#))を市長に提出しなければならない。

(特別利用の場所)

第10条 特別利用は、係員が指定する場所において行うものとする。

(許可の取消等)

第11条 市長は[条例第8条](#)の規定により、美術館の使用若しくは特別利用を停止し、又は許可を取り消すときは、許可取消(停止)通知書([様式第11号](#))を当該使用者又は特別利用者に交付するものとする。

(点検)

第12条 使用者又は特別利用者は、美術館の施設等の使用が終わったとき、又は特別利用が終わったときは、係員の点検を受けなければならない。

(附属設備使用料等)

第13条 美術館の附属設備使用料は[別表第1](#)、特別利用料は[別表第2](#)のとおりとする。

(平16規則10・一部改正)

(特別利用料の減免)

第14条 [条例第11条](#)の規定により特別利用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 国若しくは地方公共団体、又は公共的団体が行う教育、学術若しくは文化事業又はこれらの事業の普及の用に供することを目的とするとき 特別利用料の全額
 - (2) 私立の美術館、博物館、図書館、学校、研究所等が行う教育又は研究の用に供することを目的とするとき 特別利用料の全額
 - (3) 美術館に対し協力援助を行い、特にその功績があると市長が認める者が特別利用をするとき 特別利用料の全額
 - (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき 市長が定める額
- 2 前項の規定により特別利用料の減免を受けようとする者は、美術品等特別利用減免申請書([様式第12号](#))を市長に提出しなければならない。

(観覧手続)

第 15 条 市が展示する美術品等を観覧しようとする者又は市が行う講演会等に入場しようとする者は、観覧料又は入場料の納付と引き換えに観覧券又は入場券の交付を受けなければならない。

(優待券等)

第 16 条 市長が特に必要と認めるときは、優待券又は招待券を発行することができる。

(観覧料等の還付)

第 17 条 [条例第 12 条](#)ただし書の規定により既納の観覧料等の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力の事由により美術館が使用できなかったとき 既納観覧料等の全額
 - (2) [条例第 8 条第 5 号](#)の規定により使用者又は特別利用者がその使用又は特別利用について停止され、又は許可が取り消されたとき 既納使用料又は特別利用料の全額
 - (3) 使用者又は特別利用者が使用又は特別利用開始前に使用又は特別利用を取り止め、かつ、その旨を届け出たとき 既納使用料又は特別利用料の額から使用料又は特別利用料の 5 割に相当する額を控除した額
 - (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき 市長が定める額
- 2 前項の規定により既納の観覧料等の還付を受けようとする者は、熊本市現代美術館観覧料還付申請書([様式第 13 号](#))、熊本市現代美術館入場料還付申請書([様式第 14 号](#))、熊本市現代美術館使用料還付申請書([様式第 15 号](#))又は美術品等特別利用料還付申請書([様式第 16 号](#))を、市長に提出しなければならない。

(き損滅失届)

第 18 条 美術品等又は美術館の施設等をき損し、又は滅失させた者は、美術館施設等(美術品等)き損(滅失)届([様式第 17 号](#))を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第 19 条 美術館の入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、美術品等及び備品を汚損若しくはき損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 美術品等の近くでインク等を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品を持ち込まないこと。
- (5) 動物を伴い入らないこと。ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬等は除く。
- (6) 他の入館者に迷惑をかけないこと。
- (7) 許可を受けた場合を除き、施設内で物品を販売し、展示し、斡旋し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) その他係員が必要と認めて指示する事項

(図書等の館内閲覧等)

第 20 条 図書、文献その他の資料の閲覧等は、所定の場所で行うものとする。

(寄贈又は寄託)

第 21 条 美術品等を寄贈又は寄託しようとする者は、市長に申し出てその承認を受けなければならない。

2 市長は、寄託を受けた美術品等(以下「受託品」という。)を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 寄託品の寄託の条件、内容及び期間は、市長が寄託者と協議して定める。

(美術品等の館外貸出し)

第 22 条 美術品等は、学術上の調査研究又は教育普及の目的で使用され、かつ、美術館の業務に支障がなく、取扱い上の安全性が確保されるものであるときは、館外貸出し期間を定め貸出しを行うことができる。

(指定申請書に添付する書類)

第 23 条 [条例第 20 条第 1 項](#)に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) [条例第 20 条第 2 項第 4 号](#)に規定する基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書

(6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 72・追加)

(協定に定める事項)

第 24 条 [条例第 23 条第 2 項](#)に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 管理業務の内容に関する事項

(3) 事業計画に関する事項

(4) 開館時間及び休館日に関する事項

(5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項

(6) 事業報告書に関する事項

(7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項

(8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(10) 事故及び損害の賠償に関する事項

(11) その他市長が必要と認める事項

(平 17 規則 72・追加)

(雑則)

第 25 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 17 規則 72・旧第 23 条繰下)

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 12 日から施行する。ただし、第 1 条、第 13 条、第 16 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定は、平成 14 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

[別表第 1](#)(第 13 条関係)

附属設備使用料

(1) 器具類

種目	品名	単位	1 時間の使用料
----	----	----	----------

アートロフト	照明器具類	ホリゾンライト U	1 列	250 円
		ホリゾンライト L	1 列	250 円
		スポットライト(250w)	1 台	50 円
	音響器具類	音響調整卓(ワイヤレスマイク 2 本、マイクスタンド 2 本、カセット・CD・MD デッキ付)	1 式	500 円
		ワイヤレスマイク(マイクスタンド付)	1 本	250 円
		コンデンサーマイク(スタンド付)	1 本	200 円
		ダイナミックマイク(スタンド付)	1 本	150 円
		移動スピーカ	1 台	200 円
	映写器具類	ビデオプロジェクター(スクリーン、VTR・DVD デッキ付)	1 式	800 円
	会議研修室	音響器具類	音響調整卓(ワイヤレスマイク 2 本、マイクスタンド 2 本、カセット・CD・MD デッキ付)	1 本
ダイナミックマイク(スタンド付)			1 本	150 円
映写器具類		ビデオプロジェクター(スクリーン、VTR・DVD デッキ付)	1 式	500 円
その他の器具類	書画カメラ	1 台	250 円	
	スライドコンバーター	1 台	250 円	
	スライドプロジェクター	1 台	250 円	
	仮設スクリーン	1 台	100 円	

(2) 冷暖房設備

施設名	単位	使用料
アートロフト	1 時間までごとに	850 円

[別表第 2](#)(第 13 条関係)

特別利用料

区分			単位	特別利用料の額
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	1 点 1 回	150 円

		その他の場合	1点1回	1,000円
	カラー	学術研究を目的とする場合	1点1回	300円
		その他の場合	1点1回	2,000円
模写			1点1日	1,000円
模造			1点1日	1,000円
熟覧			1点1日	300円

様式第1号

<p>熊本市現代美術館使用許可申請書(アートロフト用)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長 (宛)</p> <p style="text-align: right;">住所 <u>(所在地)</u></p> <p style="text-align: right;">申請者 <u>(団体名)</u></p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>(代表者名)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(電話番号)</u></p> <p>次のとおり熊本市現代美術館を使用したいので申請します。</p> <p>使用に際しましては、関係条例、規則を守るとともに、これらに基づく係員の指示に従います。</p>	
行事等の名称	
行事等の内容	
使用日時	<p>年 月 日 曜日 時から</p> <p>年 月 日 曜日 時まで</p> <p>時間</p>

使用責任者		使用責任者 電話番号	
入場料等	1 徴収する 2 徴収しない		
入場予定人数	人	営業行為	1 有 2 無
附属設備	1 使用する 2 使用しない	昇降床	1 使用する 2 使用しない
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
			許可番号
区分	使用料	超過料	計
備考			
アートロフト使用料	円	円	円
附属設備	円	円	円
冷暖房	円	円	円
計	円	円	円

1 太枠内には記入しないでください。

2 該当事項に○をつけてください。

3 昇降床を使用される場合は、事前に係員から取扱について説明を受けてください。

様式第2号

熊本市現代美術館使用許可申請書(会議研修室用)

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所 (所在地)

申請者 (団体名)

氏名 (代表者名)

(電話番号)

次のとおり熊本市現代美術館を使用したいので申請します。

使用に際しましては、関係条例、規則を守るとともに、これらに基づく係員の指示に従います。

行事等の名称					
行事等の内容					
使用日時	年 月 日	曜日	時から		
	年 月 日	曜日	時まで		
	時間				
使用責任者		使用責任者			
		電話番号			
入場料等	1 徴収する		2 徴収しない		
入場予定人数		人	営業行為	1 有	2 無
附属設備	1 使用する		2 使用しない		
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号	

区分	使用料	超過料	計	備考
会議研修室使用料	円	円	円	
附属設備	円	円	円	
計	円	円	円	

- 1 太枠内には記入しないでください。
- 2 該当事項に○をつけてください。

様式第3号

熊本市現代美術館使用許可書(アートロフト用)	
年 月 日	
住所(所在地)	
(団体名)	
氏名(代表者名)	様
熊本市長 印	
年 月 日付けで申請のあった熊本市現代美術館の使用については、次のとおり許可します。	
使用に際しましては、関係条例、規則を守るとともに、これらに基づく係員の指示に従ってください。	
行事等の名称	
行事等の内容	
使用日時	年 月 日 曜日 時から 年 月 日 曜日 時まで

	時間				
使用責任者		使用責任者 電話番号			
入場料等	1 徴収する 2 徴収しない				
入場予定人数	人	営業行為	1 有 2 無		
附属設備	1 使用する 2 使用しない		昇降床	1 使用する 2 使用しない	
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号	
区分	使用料	超過料	計	備考	
アートルフト使用料	円	円	円		
附属設備	円	円	円		
冷暖房	円	円	円		
計	円	円	円		

1 昇降床を使用される場合は、事前に係員から取扱について説明を受けてください。

[様式第4号](#)

熊本市現代美術館使用許可書(会議研修室用)

年 月 日

住所(所在地)

(団体名)

氏名(代表者名)

様

熊本市長 印

年 月 日付けで申請のあった熊本市現代美術館の使用については、次のとおり許可します。

使用に際しましては、関係条例、規則を守るとともに、これらに基づく係員の指示に従ってください。

行事等の名称					
行事等の内容					
使用日時	年 月 日	曜日	時から		
	年 月 日	曜日	時まで		
	時間				
使用責任者		使用責任者			
		電話番号			
入場料等	1 徴収する		2 徴収しない		
入場予定人数		人	営業行為	1 有 2 無	
附属設備	1 使用する		2 使用しない		
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号	

区分	使用料	超過料	計	備考
会議研修室使用料	円	円	円	
附属設備	円	円	円	
計	円	円	円	

様式第5号

<p>熊本市現代美術館使用許可変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長（宛）</p> <p style="text-align: right;">住所 <u>（所在地）</u></p> <p style="text-align: right;">申請者 <u>（団体名）</u></p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>（代表者名）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>（電話番号）</u></p> <p>年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市現代美術館の使用については、次のとおり変更したいので申請します。</p>		
使用日	年 月 日 ~ 年 月 日	
行事等の名称		
使用施設	1 会議研修室 2 アートロフト	
変更内容	使用時間延長	
	附属設備追加	
	その他	

変更理由					
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号	
区分	追加使用料	備考			
施設	円				
冷暖房	円				
附属設備	円				
計	円				

1 太枠内には記入しないでください。

様式第6号

熊本市現代美術館使用許可変更許可書	
年 月 日	
住所(所在地)	
(団体名)	
氏名(代表者名) 様	
熊本市長 印	
年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市現代美術館使用については、次のとおり変更を許可します。	
使用日	年 月 日 ~ 年 月 日
行事等の名称	
使用施設	1 会議研修室 2 アートロフト

変更内容	使用時間延長				
	附属設備追加				
	その他				
変更理由					
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号	
区分	追加使用料	備考			
施設	円				
冷暖房	円				
附属設備	円				
計	円				

様式第7号

熊本市現代美術館使用中止届	
年 月 日	
熊本市長（宛）	
住所（所在地）	
申請者 <u>（団体名）</u>	
氏名（代表者名） _____ 印	
（電話番号）	
年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市現代美術館の使用については、次の理由により中止したいのでお届けします。	
使用日時	年 月 日 曜 時～ 時

行事等の名称	
使用施設	1 会議研修室 2 アートロフト
中止理由	
備考	

様式第8号

美術品等特別利用許可申請書			
年 月 日			
熊本市長（宛）			
住所（所在地）			
申請者 <u>（団体名）</u>			
氏名 <u>（代表者名）</u>			
<u>（電話番号）</u>			
次のとおり特別利用をしたいので申請します。			
美術品等の名称	作者名	点数	備考

特別利用の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
特別利用の目的					
団体の場合は特別利用を現にする者の氏名		電話番号			
特別利用の方法	撮影・模写・模造・熟覧・その他()				
区分	件数	特別利用料	減免額	計	
特別 利用 料	撮影	モノクローム	点/回	円	円
		カラー	点/回	円	円
		模写	点/回	円	円
		模造	点/回	円	円
		熟覧	点/回	円	円
計			円	円	円

1 特別利用の方法の欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 特別利用しようとする美術品等が寄託された美術品等であるときは寄託者の同意書を、また他に著作権者がある美術品等であるときは、著作権者の同意書を添付してください。

3 太枠内は、記入しないでください。

[様式第9号](#)

美術品等特別利用許可書

年 月 日

住所(所在地)

(団体名)

氏名(代表者名) 様

熊本市長 印

年 月 日付けで申請のあった美術品等の特別利用については、次のとおり許可します。

使用に際しましては、関係条例、規則を守るとともに、これらに基づく係員の指示に従ってください。

美術品等の名称	作者名	点数	備考
特別利用の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
特別利用の目的			
団体の場合は特別利用を現にする者の氏名		電話番号	
特別利用の方法	撮影・模写・模造・熟覧・その他()		
区分	件数	特別利用料	減免額 計
特別 撮影	モノクローム	点/回	円 円 円
	カラー	点/回	円 円 円

利 用 料	模写	点／回	円	円	円
	模造	点／回	円	円	円
	熟覧	点／回	円	円	円
計			円	円	円

[様式第 10号](#)

美術品等特別利用中止届			
年 月 日			
熊本市長（宛）			
住所（所在地）			
申請者（団体名）			
氏名（代表者名） 印			
（電話番号）			
年 月 日第 号をもって許可のあった美術品等の特別利用について、 次の理由により中止したいのでお届けします。			
美術品等の名称	作者名	点数	備考
特別利用の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
特別利用の方法	撮影・模写・模造・熟覧・その他（ ）		

中止理由	
備考	

[様式第 11号](#)

許可取消(停止)通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

年 月 日第 号をもって許可した熊本市現代美術館の使用(特別利用)については、次の理由により取り消し(停止)します。

理由

美術品等特別利用減免申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所（所在地）

申請者（団体名）

氏名（代表者名）印

（電話番号）

次のとおり特別利用料の減免を受けたいので申請します。

美術品等の名称	作者名	点数	備考
特別利用の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
特別利用の目的			
団体の場合は特別利用を現にする者の氏名		電話番号	
特別利用の方法	撮影・模写・模造・熟覧・その他（ ）		
減免を受けようとする事由			
決定事項	特別利用料の額	減免額	差引納付額 摘要

	円	円	円	
適用条項	条例施行規則第14条第1項第1・2・3・4号に該当			

1 太枠内には、記入しないでください。

[様式第13号](#)

<p>熊本市現代美術館観覧料還付申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
熊本市長（宛）	
	住所 <u>（所在地）</u>
	申請者 <u>（団体名）</u>
	氏名 <u>（代表者名）</u> 印
	<u>（電話番号）</u>
<p>熊本市現代美術館観覧料の還付について、次のように申請します。</p>	
展覧会等の名称	

還付申請の理由		
適用条項	条例施行規則第17条第1項第1・2・3・4号に該当	
区分	還付申請額	納付額(年 月 日)
観覧料		
備考		

1 太枠内には記入しないでください。

様式第14号

<p>熊本市現代美術館入場料還付申請書</p>		
		年 月 日
熊本市長 (宛)		
	住所 <u>(所在地)</u>	
	申請者	<u>(団体名)</u>
	氏名 <u>(代表者名)</u>	印

(電話番号)

熊本市現代美術館入場料の還付について、次のように申請します。

講演会等の名称		
還付申請の理由		
適用条項	条例施行規則第17条第1項第1・2・3・4号に該当	
区分	還付申請額	納付額(年 月 日)
入場料		
備考		

1 太枠内には記入しないでください。

様式第 15号

熊本市現代美術館使用料還付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所（所在地）

申請者（団体名）

氏名（代表者名）印

（電話番号）

年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市現代美術館の使用については、使用料の還付を申請します。

使用日	年 月 日 ~ 年 月 日	
行事等の名称		
使用施設	1 会議研修室 2 アートロフト	
還付申請の理由		
区分	還付申請額 (条例施行規則第17条第1項第 号該当)	納付額(年 月 日)
施設使用料	円	円
附属設備	円	円
冷暖房	円	円
計	円	円

備考

1 太枠内には記入しないでください。

様式第 16号

美術品等特別利用料還付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所（所在地）

申請者（団体名）

氏名（代表者名） 印

（電話番号）

年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市現代美術館の特別利用については、次の理由により特別利用できませんので、特別利用料の還付を申請します。

美術品等の名称	作者名	点数	備考
特別利用の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		

還付申請理由			
区分		還付申請額 (条例施行規則第17条第1項第 号該当)	納付額(年 月 日)
特別 利用 料	撮 影	モノクローム	円
		カラー	円
		模写	円
		模造	円
		熟覧	円
		計	円
備考			

1 太枠内には記入しないでください。

様式第17号

美術館施設等(美術品等)き損(滅失)届	
年 月 日	
熊本市長 (宛)	
	住所 <u>(所在地)</u>
	申請者 <u>(団体名)</u>
	氏名 <u>(代表者名)</u> 印
	<u>(電話番号)</u>

熊本市現代美術館の施設(美術品等)を次のとおりき損(滅失)したのでお届けします。

つきましては、熊本市現代美術館条例第18条の規定に基づきご指示の方法により損害を賠償します。

日時	年 月 日 時 分
き損(滅失)した箇所・美術品等及び物品	
き損(滅失)した内容又は程度	
処理の状況	
備考	